

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 令和4年度第2回審議概要

開催日及び場所	令和5年1月20日（金） Web開催（本局：神戸地方合同庁舎 6階 局議室）	
委員	大辻 俊介（大辻公認会計士事務所、DCT税理士法人 公認会計士・税理士 今回抽出担当者） 瀧 圭吾（神戸大学教授 第二部会長） 森川 英典（神戸大学教授） （五十音順）	
審議対象期間	令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日	
報告事項	①発注状況報告 ②指名停止措置の運用状況報告 ③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ④再度入札における一位不働状況報告 ⑤低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑥一者応札の発生状況報告 ⑦不調・不落の発生状況報告 ⑧高落札率の発生状況報告	（備考） ・①～⑧について、整備局資料に基づき説明を行った。
審議事項	総件数	（備考）
①抽出案件	7件	[抽出件名]
<工事>		
一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）	1件	・大阪港北港南地区航路・泊地(-16m)等浚渫工事
一般競争入札方式（WTO対象外）	1件	・神戸港みなとカメラ設置等工事
一般競争入札方式（WTO対象外）	1件	・柴山港柴山地区外防波堤(西)根固等工事
<業務>		
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・神戸港六甲アイランド地区RS-B/C改良検討業務
簡易公募型競争入札方式	1件	・和歌山下津港海岸(海南地区)実施設計等業務
簡易公募型競争入札方式	1件	・堺泉北港汐見沖地区岸壁(-12m)施工環境調査
<物品役務>		
一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）	1件	・港湾業務艇(舞鶴港)建造

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【審議事項】</p> <p>1. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）</p> <p>「大阪港北港南地区航路・泊地(-16m)等浚渫工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案に係る項目の評価点で他者を上回っていた五洋・あおみ特定JVの入札が無効となっているのは何故か。 ・最近の建設資材高騰の影響で入札額も予価超過の傾向なのではとも思うが、にもかかわらず、本件のように低入札となるのはなぜか。 ・工種によって落札率は変わってくるのか。 ・道路工事では建設資材がかなり高騰し、工事費も上がる傾向にあるが、港湾工事でも同じような状況か。 ・指定テーマBの評価点について、東洋・みらい・りんかい日産特定JVの点数が低いのは何故か。 ・指定テーマBの評価基準はどのようなものか。 ・標準的な提案であれば評価されないということか。またオーバースペックの場合も評価されないということか。 ・本工事においては、各者調査基準価格にごく近い価格での入札となっているが、様々な要素が含まれる工事で、このように的確な積算が可能なのは何故か。 ・賃上げ実施表明に関する評価はどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格を下回る入札であり、施工体制確認資料の提出を辞退されたため無効となっている。 ・本工事は浚渫工事のため材料調達の要素があまりなく、資材価格の影響を受けにくいと思われ、また、入札者も十万円単位まで細かい金額とされているように、ぎりぎりの価格で入札をされた結果、低入札が生じている状況と思われる。 ・単純に工種によって落札率に差が出ているとは言えないが、やはり材料調達を多く含む場合は、金額が合わないこともある。 ・高騰している資材もあり、影響が見られる場合もある。本工事については作業船使用が中心のため、あまりその影響を受けてはいないようである。 ・浚渫工事はこれまでも度々実施されており、同様のテーマ設定もされてきたため、多くの業者が高得点の提案となっている。当該JVについても大きく点数を下げる要素があったわけではなく、一つの提案について、他者より1段階評価が低くなってしまったため差が生じた。 ・通常の安全対策のほか、システム等を用いた安全対策を提案しているものについて、優位に評価している。 ・そのとおりである。オーバースペックの提案を認めると競争が激化してしまうため。 ・入札参加資格を確認した者に対し、現場状況等により詳細に明示するために「見積参考資料」を配布し、より正確な積算条件を開示している。また、これまでの入札経験なども関係していると思われる。 ・賃上げを行うと宣言した者について加点を行うものの。

<ul style="list-style-type: none"> ・事後的に検証を行うということか。また落札者のみが対象となるのか。 ・賃上げが達成されなかった場合のペナルティはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年後に実際に賃上げが行われたかを調査することとしており、落札者のみが対象である。 ・次回以降に参加した総合評価について、当初の加点よりも、より大きな減点を行うこととなっている。
---	---

意見・質問	回答
<p>2. 一般競争入札方式 (WTO対象外) 「神戸港みなとカメラ設置等工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信チャレンジ型とのことだが、通常より技術者に関する参加要件を緩和しているということか。 ・1者、配置予定技術者の資格が「否」となっているが、これは何故か。 ・チャレンジ型にすると入札者が増える等、効果はあるか。 ・施工実績については求めないということだが、同種工事の施工実績として評価が行われているのは、企業としての施工実績ということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者不足への対策、担い手育成の観点から、配置予定技術者の施工実績については求めないこととしている。 ・入札説明書等において、配置予定技術者については1名分のみ申請することとしているが、2名分での申請があったため評価を行わなかった。 ・電気通信工事については、近畿管内において近年1者応札が続いていたが、今回は3者から申請があり、効果はあったといえる。 ・技術者の施工実績は求めないが、フォローアップができるよう、企業としての施工実績は求めている。

意見・質問	回答
<p>3. 一般競争入札方式 (WTO対象外) 「柴山港柴山地区外防波堤(西)根固等工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株本建設工業(株)について、施工体制評価がされていないのは何故か。 ・道路工事では全者予価超過となり、再発注となるような事案が増えてきているが、港湾工事ではどうか。 ・製作するブロックの仕様は決まっており、用意された作業ヤードで製作を行うことになるので、入札価格に差が生じるとすると、ほとんど材料費の部分となるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格を超過していたためである。 ・舞鶴港湾事務所においては、発注件数が少ないため、一概に増えているとは言えないが、今年度は1件、全者予価超過で不落となる事案があった。 ・そのとおりである。 多くは材料費であり、そのほか人件費などでも差が生じるものと思われる。

意見・質問	回答
-------	----

<p>4. 簡易公募型プロポーザル方式 「神戸港六甲アイランド地区RS-B/C改良検討業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の評価点について、特定者とそれ以外の者で少し差があるが、他者と比較してどういった点で特定者が優位だったのか。 ・連成振動については、標準の仕様には入っていないのか。一般的な岸壁の設計の際に、こういった内容の検討はしないものなのか。 ・基本設計段階において提案されたような詳細な解析を行うメリットは何かあるか。 ・本件のような設計業務においては、企業の能力というよりも、技術者の経験、表彰実績といった個々の能力を重要視されているということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定技術者の経験及び能力において、「表彰の有無」で得点に差がついている。このほか「その他」として有益な代替案・重要事項の指摘という項目において、改良検討の対象施設である栈橋式岸壁と、岸壁上に設置しているガントリークレーンとの地震時における連成振動に着眼した提案があり、加点を行った。また、評価テーマ1においても先述の連成振動を考慮した具体的な提案があった点、評価テーマ2においても、かなり具体的な提案があった点を高く評価し加点を行った。 ・通常、基本設計の段階ではそこまでの検討は行わない。構造形式によるが、本業務で取り扱う栈橋形式の岸壁においては、特に重要な指摘事項である。 ・より実態に則した解析となるので、合理的な成果が得られる。 ・そのとおりである。本件の場合、各技術者の資格や、同種業務の経験など基本的な能力の面ではあまり差がついていないが、近畿地整における表彰実績の有無という点で技術者の評価に差が生じた。
--	---

意見・質問	回答
<p>5. 簡易公募型競争入札方式 「和歌山下津港海岸(海南地区)実施設計等業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価テーマが、「関係者協議資料作成にあたっての留意点」とのことだが、ここに評価のポイントを持ってきた理由はあるか。 ・落札者である協同エンジニアリング(株)の提案のどういった点が優れていたのか。 ・協議資料の内容について具体的に踏み込んだ提案となっているが、提案を踏まえ協議資料は作られるものなのか。予め決まっていなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の施工箇所は、背後に企業や民家が多くあり、今後の工事施工にあたっては、地元の理解が必要となるため、一般の方に伝わりやすい協議資料の作成が重要となる。 ・現場条件や地域特性を的確に把握しており、また、それぞれの企業の利用状況や荷役作業の状況を踏まえた資料作成を行うという着眼点が他者よりも優れていた。 ・こちらでもある程度企業等の状況は把握しているが、我々の想定・イメージしている内容を的確に反映した提案を受注者側からしていただくことで、より業務をスムーズに進められるため、提案を反映す

<ul style="list-style-type: none"> ・協議資料については、3次元化等で一般の方にわかりやすくしていくことがベースになっているのか。 ・協議資料の作成について、発注者側から情報提供はあるのか。すべて受注者側で情報収集を行うものなのか。 ・本業務の入札価格については、いずれも調査基準価格に近接したものとなっているが、何か理由はあるか。 	<p>るようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面的な資料では一般の方には分かりづらいため、3次元化しているものを優位に評価している。 ・簡易的な図面のみ提供しているが、背後企業がどういう操業をしているか等については個々に調査してもらっている。 ・図面作成や数量計算等の一般的なものについては、積算基準を採用しているが、それ以外の特殊なものについては見積を採用している。また業務においても見積参考資料を提供しており、これで予定価格が推察しやすくなっているものとする。
--	--

意見・質問	回答
<p>6. 簡易公募型競争入札方式 「堺泉北港汐見沖地区岸壁(-12m)施工環境調査」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、6者入札と入札者が相対的に多いようだが、この種の業務だとこれくらいの入札者数が一般的か。また、参加者が多数となる理由はあるか。 ・配置予定技術者の評価で点差がついているが、こういった項目で差が出たのか。 ・技術評価点について、満点が72点であるところ、1者が32.2点、その他の者でも40点台となっているが、満点に対してこのような点差となるのは一般的なものか。 ・満点を取るのはどういう状態か。 ・水質調査業務において、過去に表彰実績等はあるか。どのようにすれば表彰されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は工事とあわせて水質調査を行うものであり、この程度参加者数が一般的な業務である。理由としては、業務内容が一般的であり難易度が比較的低いいため、手を挙げやすいと考える。 ・今回の技術者評価について、資格や実績など能力的な項目はかなり拮抗していたが、落札者である、いであ(株)に近畿地整局長表彰の実績があったことや、技術提案において業務の理解度が高いことが評価され、点数が高くなっている。 ・一般的な水質調査業務であり、各者標準的な提案となりやすいため、高得点になりづらいものとする。40点台というのは標準的な点数であって、決して低い点数ではないと考える。 ・全ての項目について発注者の想定以上の提案があれば満点の評価となるものとする。 ・一般的な水質調査のみで表彰されるのは難しいが、現場条件が厳しいものや緊急的に調査が必要なもの等、標準作業に対してプラスアルファの要因が

<ul style="list-style-type: none"> ・ 履行確実性調査について、辞退されることが多いのか。資料提出や審査が厳しいのか。 	<p>あった際、その特殊性に応じて表彰等の評価を受けるものもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、当事務所で履行確実性調査の対象となった者については、概ね辞退されている状況である。資料作成にかなり手間がかかることなどが要因ではないかと考える。
---	---

意 見・質 問	回 答
<p>7. 一般競争入札方式 「港湾業務艇(舞鶴港)建造」(政府調達協定適用対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件においては、入札者5者中1者のみが予定価格内で、4者が予定価格オーバーとなっている。主な材料となるアルミニウム合金の価格高騰が影響しているのか。入札結果をどう分析しているのか。 ・ 予定価格については、価格情勢を考慮して作成しているのか。 ・ 耐用年数は何年か。30年以上使用しているとのことだったが、耐用年数以降はメンテナンスを行い、使用していたのか。 ・ 現行のものと新造船では何が改良されたのか。 ・ メンテナンスに関する費用と燃費や性能が向上する新造とを比較して新造の方がメリットが大きいと判断したのか。 ・ 材料価格の高騰もあるため、更新のタイミングを決めるのは難しいのではないのか。 ・ 4者が予価超過であったが、予定価格の算定方法は妥当であったのか。 ・ 予定価格作成にあたっては、船舶の設計を行った業者が別にいるはずで、その成果をもとに近畿地整が積算を行っているのか。 ・ 全国的基準に基づき積算しているということであれば、ある地域の入札においてすべての業者が予定価格を超えていたからといって、すぐに基準を見直すわけではないということ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件において使用する種々資材については高騰しており、予定価格超過の原因の一つであると思われる。ただ、価格高騰前から材料を確保していた等の企業努力により落札可能な企業もあると考える。 ・ 積算時点における材料単価を反映しているものとなっている。 ・ 20年である。必要に応じてメンテナンスを行いつつ、使用を続けていた。 ・ エンジンの性能向上により、スピードが上昇したほか、燃費等も良くなっている、また乗船できる人数も増やしている。 ・ はい。 ・ 全国の港湾事務所に業務艇があり、全体配置計画を考慮した上で更新のタイミングを検討している。 ・ 予価超過の原因を詳細には分析していないが、材料単価等が急激に高騰するなど情勢によって変化するものについては、適宜に反映するのは難しい。 ・ いいえ。全国的に統一された積算基準があり、それを根拠に予定価格を作成している。 ・ 予価超過の分析結果で、基準の内容において乖離が著しい箇所が判明した場合には見直しの検討も必要だが、材料単価の高騰が原因である場合は、積算基準の変更までには至らない。

<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全者予価超過だった場合はどうなるのか。 ・再入札となった場合、入札者は予価超過になっていることはわかるのか。 ・契約後に材料等の価格が高騰した場合は、すべて業者負担となってしまうのか。発注者として何らかの手立ては行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則2回目を限度にその場で再入札を行う。それでも落ちない場合は、入札を取りやめ、仕様内容等を見直したうえで再度公告を行う。 ・落札者がいないということで分かるはず。 ・両者で協議を行い、妥当と判断されれば高騰分の変更契約もあり得る。
--	---

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	

意見・質問	回答
<p>8. 全体を通して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	